

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年（2018年）6月18日付け平30市町第273号、同日付け平30市町第274号及び同日付け平30市町第275号で行った公文書開示申出の却下の回答（以下「本件各回答」という。）は、妥当である。

なお、本件各回答に対する不服申出に係る諮問は、平成30年9月20日付け平30市町第521号、同日付け平30市町第522号及び同日付け平30市町第523号の3件であるが、同種の開示申出に係る回答に対する不服申出に係る諮問であり、内容も密接に関連することから、3件を併合して審査した。

### 第2 不服の申出に至る経過

#### 1 公文書の開示の申出

不服申出人は、平成30年6月14日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）附則第3項の規定により、山口県情報公開要綱（平成3年合同告示第1号）第7条に基づく「H3. 2. 19付地方第1298号起債計画書及びそれに添付された「提出書類」」、「H3. 3. 5付玖水第53号起債許可申請書及び添付文書一式」及び「H3. 3. 5付玖水第53号で申請された起債に係る許可証」の開示の申出（以下「本件各申出」という。）を行った。

#### 2 実施機関の回答

実施機関は、本件各申出に係る公文書（以下「本件対象各公文書」という。）は、文書保存期間を過ぎており、存在しないとして、本件各回答を不服申出人に行った。

#### 3 不服の申出

不服申出人は、実施機関が行った本件各回答を不服として、平成30年6月25日付けで実施機関に対して不服の申出を行った。

### 第3 不服申出人の主張要旨

#### 1 不服の申出の趣旨

不服の申出の趣旨は、本件対象各公文書の保存期間に疑義があることから、本件各回答の取消しを求めるといものである。

#### 2 不服の申出の理由

「文書保存期間が過ぎており書類が存在しないため」とあるが、そもそも保存期間は何年間か、疑義がある。それを知りたい。

起債許可申請書には、受付台帳的なものが存在するはず。それも公開できないのか。台帳関係は永年保存と思料するが。

許可証を発行すれば、台帳的なものが存在するはず。それもないのか。許可証は永年保存と史料するが。

### 3 実施機関の理由説明に対する意見

#### (1) 平成30年7月18日付け平30市町第356号弁明書について

実施機関は、保存期間を5年と定め、廃棄しており、文書が存在したかも含め、確認することができない旨弁明するが、この案件は、玖珂町水道事業に関係なく、偽造である。

ア 平成3年2月1日付け地方第3号の24「許可予定額通知書」が存在しているが、玖珂町水道事業には関係がない。

イ 平成3年1月31日付け山財財第115号「資金運用部資金貸付予定額通知書」が存在しているが、玖珂町水道事業には、関係がない。

ウ S47.3.1付玖社第176号「玖珂町水道事業認可申請について」の公文書が存在しているが、偽造である。

エ S50.1.15付玖水第47号「玖珂町水道事業経営変更認可申請書」の公文書が存在しているが、偽造である。

#### (2) 平成30年7月18日付け平30市町第357号弁明書について

実施機関は、保存期間を5年と定め、廃棄しており、文書が存在したかも含め、確認することができない旨弁明するが、この案件は、玖珂町水道事業に関係なく、民間の簡易水道である。

ア H3.3.5付玖水第53号「起債許可申請書の送付について」及び「起債許可申請書」の文書が存在しているが、民間の簡易水道である。

イ 平成4年2月13日付け山財財第122号「資金運用部資金貸付予定額通知書」が存在しているが、公営企業債となっている。民間の簡易水道である。

ウ S47.3.1付玖社第176号「玖珂町水道事業認可申請について」の文書が存在しているが、偽造である。

エ S50.1.15付玖水第47号「玖珂町水道事業経営変更認可申請書」の文書が存在しているが、偽造である。

オ S49年度玖珂町議事録によれば、水道事業は存在せず。

カ 昭和57年7月15日付け玖監第13号「昭和56年度玖珂町水道事業決算の審査について」、水道事業は、町民が互いに共同して運営していると。

キ 玖珂町議事録によれば、水道は、住民がみずからつくったみずからの施設と。

ク 玖珂町水道事業は、水道法上存在してない。

#### (3) 平成30年7月18日付け平30市町第358号弁明書について

ア 玖珂町の公文書、起債許可申請書が存在しないのに、許可証がありえるのか。これは公文書偽造である。

イ 玖珂町決算書に、企業債明細書発行総額（S48～H4迄）535百万円となっているが、この公文書も偽造である。

ウ H30.1.12付玖珂町水道事業経営の認可証が出現したが（認可年月日S47.3.31）これも公文書偽造である。

エ 玖珂町議事録（S49年度）に因ると県の許可が出ないと。

- オ 玖珂町議事録（H8年度）に因ると水道施設はないと、あるのは、民間の水道であると。
- カ 玖珂町水道事業は、水道法上存在しない。由々しきことである。
- キ H13.3.21付指令生活衛生第1136号の書類から犯罪行為の始まりか。何故県職が関与したのか。
- ク 玖珂町水道事業が水道法上存在しないのに、現在（H30）岩国市水道局が所有し、施設が稼働しているが県としての判断はどうなのか。是正する（させる）義務があるのでは。
- ケ この案件は、公文書によると億単位の不明金があるが、県として、どう説明（判断）するのか。
- コ 不正が発覚した時点で修正するのが行政の責務では。
- サ 地方自治法第242条住民監査請求をせよというのか。身内だから請求しても意味がないか。
- シ この案件を訴訟として提起せよというのか。

#### 第4 実施機関の説明要旨

開示の申出があった公文書の日付である平成2年度当時、市町村が地方債を起すときには、地方自治法により都道府県知事の許可を受けなければならないとされ、起債計画書等により申請を行った上で、起債許可申請書を提出することとなっており、不服申出人からは、この許可申請に係る文書の公開が求められた。

しかしながら、開示の申出があった平成2年度に市町村から提出された起債計画書並びに起債許可申請書及び県が交付する起債許可書に関する文書については、山口県公文書取扱規程（昭和28年山口県訓令第21号。以下「取扱規程」という。）に則り、国の通知等で将来の例証となる重要なものを除き、地方債に係る書類の保存期間を5年と定めているため、既に廃棄しており、現時点では、当該申出があった文書が存在したかも含めて確認すること及び公開することはできない。

また、不服の申出の理由にあるように、保存期間内においては地方債許可書交付伺簿及び地方債許可台帳も存在したが、いずれも許可書に係る事業並びに資金の区分、許可額及び許可書の施行年月日等を記載したのみのものであり、同様に5年で廃棄しているため、公開できない。

その上で、本件対象各公文書については、不服申出人が平成30年1月17日に岩国県民局へ情報公開について事前に相談された際、岩国県民局から所管課である市町課に所在の確認があり、平成30年2月9日に岩国県民局から回答した際、5年の保存期間を経過して廃棄しているため、本件対象各公文書が存在していないことを予めお伝えしている。

以上のとおり、本件各回答には、違法又は不当はないため、この不服の申出は棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象各公文書の内容

本件対象各公文書は、「H3. 2. 19付地方第1298号起債計画書及びそれに添付された「提出書類」」、「H3. 3. 5付玖水第53号起債許可申請書及び添付文書一式」及び「H3. 3. 5付玖水第53号で申請された起債に係る許可証」である。

### 2 本件対象各公文書の存否

#### (1) 公文書の保存期間

公文書の保存期間については、取扱規程において別表第4「保存期間の基準」が示されており、これに基づいて実施機関が定めることとされているが、この保存期間の基準によると、許可等の行政処分に関する文書及び台帳等については5年、そのうち重要なものについては10年、特に重要なものについては永年とされている。

また、この保存期間については、取扱規程第42条第4項において「処理された年度の翌年度の4月1日から起算する」と規定されている。

#### (2) 本件対象各公文書について

審査会において、実施機関に確認したところ、公文書の保存期間については取扱規程の「保存期間の基準」に沿って定めているとのことであり、このうち地方債に係る文書については、国の通知等で将来の例証となる重要なものを除き、起債計画書に分類する文書等は保存期間が5年と定められていたことから、本件対象各公文書は、いずれも保存期間が5年と定められている文書に該当し、平成2年度中に作成又は取得されていれば、平成8年3月31日に保存期間が満了しているものと認められる。

また、実施機関において、本件対象各公文書の有無について、改めて探索を行ったが、存在は確認できなかったとのことであり、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

よって、本件対象各公文書は5年の保存期間を経過して廃棄したため存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

### 3 その他

なお、不服申出人は、旧玖珂町における水道事業について、不服申出書、反論書及び意見書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の回答について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成30年9月20日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年9月26日	平成30年9月20日付け平30市町第523号の諮問に係る意見書の提出を不服申出人あて依頼した。
平成30年10月9日	不服申出人から意見書の提出を受けた。
平成30年10月10日	不服申出人から提出された意見書の写しを実施機関あて送付した。
令和元年11月12日	事案の審議を行った。
令和2年1月21日	事案の審議を行った。
令和2年3月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和2年3月19日現在)